

随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速道路の鋼床版 I 桁橋の健全性評価に関する 現地計測その他検討業務（2021 年度）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速 先進技術研究所
3	
<p>本業務は、過去に疲労き裂損傷が生じ、補修・補強が行われた大規模更新事業の対象箇所である鋼床版 I 桁橋を現地計測し、構造解析を行うことによって、現在ならびに将来の橋梁の健全性を評価するために実施するものである。</p> <p>本業務を行うにあたって、当該橋梁の大規模更新の社会的影響を鑑み、</p> <p>① 阪神高速道路の鋼床版・鋼桁の構造物特性を熟知し、かつ技術基準に熟知している</p> <p>② 点検、維持管理および補修・補強に関する高度で最新の技術や専門的知見に精通するとともに、阪神高速道路の抱える技術的課題に取り組んだ経験のある学識経験者との連携体制を有することが求められる。</p> <p>一般財団法人 阪神高速先進技術研究所は、</p> <p>① 阪神高速道路の技術図書の編纂に資する調査研究の実績を有しているほか、他の都市高速道路の保全情報関連業務の受注実績も有しているなど、阪神高速道路の技術基準に精通し、都市高速道路の構造物に関する課題を熟知している。</p> <p>② 「阪神高速道路の橋梁構造物のアセットマネジメントに関する検討及びその他業務（2021年度）」を当社から受注・実施するとともに、土木構造物の点検及び診断業務に従事する技術者を対象とした講習会、資格試験を行う等、点検及び維持管理に関する高度かつ最新の技術に精通し、当分野の専門的知見を有している。また、当社の技術審議会の運営に長年携わっており、当審議会の経験がある学識経験者が参加する技術委員会を自ら組織している</p> <p>等の理由により、業務の遂行に必要となる要件を満たしていると認められる。</p> <p>本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務は当該研究所を契約の相手方として選定する。</p> <p>本業務の契約相手方として、一般財団法人阪神高速先進技術研究所を選定し、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規程により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。</p>	